

ペット(生体)売買契約書

第1条（売買する生体）

売主は下記の生体（以下、当該生体）を売り渡し、買主はこれを買います。

生体ID : 190226117777
種類 : 犬
品種 : トイプードル
成犬時の標準体重 : 3kg前後（ 個体差があります）
成犬時の標準体高 : 28cm以下（ 個体差があります）
平均寿命 : 10～12年（ 個体差があります）
毛色 : レッド
性別 : メス
生年月日 : 2019年 7月 29日
血統書 : あり
産地 : 大阪府
繁殖者 : 大阪府登録 第0000-0号
病歴・欠点 : 現在まで確認されておりません
親及び兄弟の遺伝性疾患 : 現在まで確認されておりません
生体に関する特記事項 : なし
その他特記事項 :

ワクチン接種時に獣医師の健康診断（一般身体検査）を受け、引渡し時に検査票をお渡しいたします。

第2条（売買代金）

当該生体の売買代金は以下の通りとします。

生体代金	<u>208,000円</u>
ワクチン代金	<u>10,000円 1回目接種(6種混合ワクチン)</u>
送料	<u>0円 手渡し</u>
その他費用	<u>0円</u>
小計	<u>218,000円</u>
税合計（10%）	<u>21,800円</u>
合計（税込）	<u>239,800円</u>
支払残額	<u>239,800円</u>

第3条（支払期日）

買主は 2019年 10月 23日までに、第2条記載の売買代金を売主に支払います。

第4条（支払方法）

買主は以下のいずれかの支払い方法を選択できます。

1. 現金

買主は売主が指定する場所へ持参します。

2. 銀行振込

買主は以下の銀行口座へ振り込みます。尚、振込手数料については買主が負担します。

楽天銀行/ドラム支店

普通/5009124

子犬販売アットワン 磯田 誠

3. クレジットカード

買主は売主が指定する方法で決済手続きを行います。

「VISA」「MASTER」は、見学時またはオンライン決済可。

「JCB」「AMEX」は、オンライン決済可。

4. その他 キャッシュレス

買主は売主が指定する方法で決済手続きを行います。

「PayPay」「楽天ペイ」「LINE Pay」は、本人上限額まで利用可。

第5条（所有権の移転）

当契約は、買主が本契約内容に同意し、必要事項の入力をした上で、「契約締結ボタン」を押下した段階で成立する事とします。

第6条（返品・交換）

引き渡し後の買主都合による返品・交換はできません。

第7条（引き渡し）

1. 売主は、以下の方法をもって買主に当該生体を引き渡します。

引渡し方法	: <u>手渡し</u>
引渡し日時	: <u>未定</u>
引渡し場所	: <u>ブリーダー犬舎</u>
備考	: <u>なし</u>

2. 売主は、当該生体の体調等を考慮し、本条第1項の内容を変更することができます。但し、売主は事前に買主へ通知します。

3. 本条第1項が未定の場合、売主は詳細が決定次第、買主に通知します。

第8条（契約の成立）

本契約は、買主が本契約内容の全てに同意し、必要事項を入力の上署名し、「契約締結ボタン」を押下した段階で成立します。

但し、買主の入力内容、飼養承諾確認に虚偽がある場合、売主は本契約を一方的且つ無条件で解除できます。

第9条（契約の解除）

1．本契約成立後に、買主の都合により契約を解除する場合、買主は如何なる理由であれ、売主に対して売買代金総額の5割相当の違約金を支払います。

2．買主が第三条記載の支払い期日までに売買代金総額の決済を行わない場合、売主は、買主都合による契約解除の意思表示と見なすことができます。

3．売買代金総額決済後の買主の都合による契約解除は出来ず、売主に対して支払い済みの代金の返還を求めることはできません。

4．当該生体の引き渡し前に、本契約書に記載のない身体上の欠点または健康上の問題が生じた場合、買主は本契約の解除ができ、売主より支払い済み代金全額の返還を受けることができます。

但し、以下については免責とします。

- ・治療の必要性のない、成長による変化（嘔み合わせ・食糞・顔立ち・毛色やサイズの変化等）
- ・投薬により駆除できる寄生虫の判明
- ・投薬により完治できる犬風邪等の軽度な感染症の発症
- ・治療の必要性のない軽度の症状（そけいヘルニア・でべそ・ペコ・パテラのグレード1及び2等）

5．当該生体の死亡及び健康上の問題が生じた場合に限り、売主より本契約を解除できます。その場合売主は、速やかに受領済みの代金全額を買主へ返還し、買主は、代金全額返還以外の如何なる補償も売主に求めることができません。

第10条（買主の義務）

買主は、引渡し後の当該生体について以下の義務を負います。

- ・移動や環境変化によるストレスへ配慮し、引取り後数日間は過度の接触を控えます。
- ・体調を常に観察し、異常を感じた場合は、速やかに売主に連絡しその指示に従います。
- ・体調管理について全責任を負い、体調不良の場合は適切な時期に自己負担にて獣医師の診察及び治療を受けさせます。
- ・飼育上の不明点がある場合は、速やかに売主に連絡しその指示に従います。

第11条（売主の責任）

1．売主は、引渡し後の当該生体について、以下の通りの責任を負います。

・引渡し日を起点とし、7日以内に感染症（混合ワクチンにより防御できるもの）を発症し死亡に至った場合は、買主に対し、生体代金全額返金または代犬提供（同種同姓の子犬を1年以内に提供）により補償します。

・引渡し日を起点とし、30日以内に先天性疾患・遺伝性疾患により死亡した場合は、買主に対し、生体代金全額返金または代犬提供（同種同姓の子犬を1年以内に提供）により補償します。

・引渡し日を起点とし、30日以内に先天性疾患・遺伝性疾患の診断を受けた場合は、当該生体の売主への返還を条件とし、買主に対し、生体代金全額返金または代犬提供（同種同姓の子犬を1年以内

に提供)により補償します。

2. 本条第一項記載の補償は、買主が以下の条件を満たした場合のみ適用されます。

- ・ 診断時の売主への報告
- ・ 診断書(原本)の売主への郵送(診断日を含めて3日以内の消印有効)

但し、先天性疾患・遺伝性疾患の場合は、その旨の記載があり、且つ二箇所以上の動物病院発行の診断書(原本)を郵送

- ・ 売主によるセカンドオピニオン要求に対する同意
- ・ 死亡の場合は、死亡診断書(原本)の売主への郵送(死亡日を含めて3日以内の消印有効)

3. 売主は、本条第一項記載の補償適用後6カ月間の調査期間を有し、不正が発覚した場合は、買主に対して訴訟費用を含む損賠賠償請求を行うことができます。

4. 本条第一項記載の補償は、以下に該当する場合は適用されません。

・ 先天的に脆弱な生体や疾病等のリスクのある生体を買主が予め了承の上購入した場合
・ 売主が契約時に説明していた事項、特記事項として買主が了承した事項について問題が顕在化した場合

・ 予防や治療方法の確立されていない新種の感染症を発症した場合
・ 本契約書記載の買主の義務を怠った場合
・ 買主、飼育者等の飼養方法の誤り、過失、故意による場合
・ 低血糖、誤飲、誤食等、買主の管理不行届き、不注意による場合
・ アレルギー、ニキビダニ等、飼養環境に大きく左右される病気や症状
・ 停留睾丸、臍、そけいヘルニア等、治療が必要かどうか成長過程で判断する病気や症状
・ 軽度の泉門(ペコ)、軽度の膝蓋骨脱臼等の関節疾患、軽度の短頭種症候群等、治療の必要性のない軽度な病気や症状

- ・ 死亡原因が不明な場合
- ・ 天災、戦争、火災、交通事故に起因する場合
- ・ 外傷及び不可抗力で発生した怪我、及びそれらを起因とする場合
- ・ 感染症予防のワクチンを接種していない場合
- ・ ワクチン接種を起因とする場合
- ・ 去勢・避妊手術に起因する場合
- ・ 医療事故(麻酔事故を含む)や医療過誤に起因する場合
- ・ 買主以外からの保証請求
- ・ 買主名義以外の銀行口座への支払請求
- ・ 保証請求に際して虚偽の申告があった場合
- ・ ペット以外の目的で飼養されている場合
- ・ 連絡先変更の通知がなく、連絡がつかない場合
- ・ 国外での死亡、及び国外からの請求
- ・ 保証期間外での死亡、及び請求可能期間外での請求

第12条(血統書)

1. 本契約書第一条に血統書有の記載がある場合、売主は買主に対し当該生体の血統書を引き渡す義務を有します。

2. 引き渡しには6カ月程度の期間が要することを買主は承諾します。

3. 血統書の名義変更手続きは、必要に応じて買主が行い、変更料金は買主負担とします。

第13条（転売の禁止）

買主よる、当該生体の転売を禁止します。万一転売が発覚した場合、売主は買主に対し、生体販売価格の倍額を請求することができます。

第14条（個人情報の取り扱い）

売主は、買主から提供を受けた個人情報、及びペットの情報につき、個人情報保護に関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守の上取り扱います。

第15条（信頼誠実義務）

本契約書に定めのない事項または本契約の解釈について疑義を生じたときは、売主、買主の双方が誠意をもって協議により解決します。また、協議解決のためには善意の第三者による調査や検査を受け入れることを認めるものとします。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関し止むを得ず訴訟に至った場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

第17条（飼養承諾）

買主は生体の現物を確認し、売主より対面説明を受けた。買主は契約内容、及び以下の飼養承諾確認項目について、問題が無い事を確認した。よって両者合意の上売買契約を締結する。

- 1.飼養環境に問題はない。（ペット可の住居、近隣に迷惑を掛けないなど）
- 2.家族の合意がある。
- 3.ライフスタイルに合致している。
- 4.散歩等、ペットの健全な生活を保つために費やせる時間を確保できる。
- 5.フード・予防接種・医療費等の生涯費用を確保できる。
- 6.最低限のしつけは責任を持って行う。
- 7.最低限の病気予防知識を持ち、予防措置及び健康管理を行う。
- 8.最後まで責任を持って飼養する。
- 9.狂犬病ワクチンを接種の上、市区町村に登録し、鑑札や注射済票を付ける。
- 10.繁殖する予定がない場合は、避妊・去勢を検討する。
- 11.予防接種やその際の簡単な健康診断、フィラリア対策は必ず毎年実施する。
- 12.引越しする場合は、ペットを飼養する事が許可された住居を探す。
- 13.健康に異常を感じた時は、動物病院での検査・治療を受けさせる。
- 14.ペットの医療費は高額である事を認識し、必要に応じてペット保険への加入も検討する。
- 15.迷子になった時は、至急に所轄の動物愛護センター及び警察署に連絡する。
- 16.多頭飼いの場合、各種感染症の相互感染防止につき自己の責任において管理する。

本契約の成立の証として契約書二通を作成し、買主売主各々一通を保有する。

契約日： 年 月 日

買主：

郵便番号 ：

住所 ：

メール ：

電話 ：

売主： アットワン

代表者：磯田 誠

〒599-8234 大阪府 堺市中区土塔町105-20

電話：072-350-8462

動物取扱業登録番号：堺市指令動指 第0425号

動物取扱責任者名：磯田 誠